

社会福祉主事養成機関の新規設置及び学則等の変更申請・届出について

事 項	新規・変更承認		届出
	1年前 【計画書】	6ヶ月前 【申請書】	1ヶ月以内
新規設置	① —→ ②	②	—
修業年限	① —→ ②	②	—
養成課程	① —→ ②	②	—
入所定員又は学級数の増加・減少	① —→ ②	②	—
校舎の各室の用途及び面積	—	○	
設置者の名称及び主たる事務所の所在地	—	—	○
養成施設の名称及び位置	—	—	○
実習施設等(指導者含む)の変更	—	—	○
指定取消	学年度の開始2月前までに申請		
業務報告	毎学年度開始後3月以内(6月末まで)に報告		